財務諸表に対する注記（法人全体用）

１．重要な会計方針

（１）固定資産の減価償却の方法

・建物、構築物、機械及び装置並びに器具及び備品―定額法

（２）引当金の計上基準

・賞与引当金―賞与支給見込額のうち、当年度の負担に属する額を見積計上している。

・徴収不能引当金―個別に見積もって将来の発生に備えて計上している。

（３）社会福祉法人会計基準（平成 24 年 4 月 1 日施行）を適用している。

２．法人で採用する退職給付制度

職員の退職金支給に備えるため公益財団法人川口市勤労福祉サービスセンターの退職共済制度に加入している。職員の退職時には勤労福祉サービスセンターから直接当該退職者に退職金が支給されるため、掛金を毎月費用処理している。

３．法人が作成する財務諸表等とサービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

（１）法人全体の財務諸表（第 1 号第 1 様式、第 2 号第 1 様式、第 3 号第 1 様式）

（２）事業区分別内訳表（第 1 号の 2 様式、第 2 号の 2 様式、第 3 号の 2 様式）

当法人は社会福祉事業のみ実施しているため作成していない。

（３）社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第 1 号の 3 様式、第 2 号の 3 様式、第 3 号の 3 様式）

当法人は拠点区分が 1 つのため作成していない。

（４）サービス区分の内容

「ユニット型」

「従来型」

「短期入所」

「本部」

４．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	616,660,384	139,420,000	31,561,219	724,519,165
合計	616,660,384	139,420,000	31,561,219	724,519,165

５．会計基準第３章第４（４）及び（６）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

６．担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおである。

建物（基本財産）	724,519,165 円
計	724,519,165 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1 年以内返済予定額を含む）	379,242,000 円
計	379,242,000 円

７．固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は､以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,768,773,273	1,044,254,108	724,519,165
構築物	75,779,977	74,419,369	1,360,608
機械及び装置	36,644,025	36,626,008	18,017
器具及び備品	55,711,496	23,909,320	31,802,176
ソフトウエア	2,491,500	1,959,374	532,126
合計	1,939,400,271	1,181,168,179	758,232,092

８．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

９．関連当事者との取引の内容

該当なし

１０．重要な偶発債務

該当なし

１１．重要な後発事象

該当なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

（単位：円）

勘定科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
修繕積立金	10,000,000	0	0	10,000,000
合計	10,000,000	0	0	10,000,000

１３．合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲り受け

該当なし